

指定居宅介護支援事業 重要事項説明書

社会福祉法人 美谷会
介護相談センター 飛鳥美谷苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(2170500314号)

当事業所はご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援サービスとは

ご利用者が居宅での指定居宅サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画」を作成します。

○ご利用者の「居宅サービス計画」に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、「居宅サービス計画」の実施状況を把握します。

○必要に応じて事業者とご利用者双方の合意に基づき、「居宅サービス計画」を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護1」から「要介護5」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 利用料金と当事業所が提供するサービス
6. サービスの利用に関する留意事項
7. サービスの終了
8. サービス利用のために
9. 苦情の受付について
10. サービス提供中における事故発生時の対応
11. 飛鳥美谷苑個人情報保護方針について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 美谷会
 (2) 法人所在地 岐阜県関市武芸川町谷口 2221 番地の 1
 (3) 電話番号 0575-37-2131
 (4) 代表者氏名 理事長 森川 幸江
 (5) 設立年月 昭和30年11月 7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
 (2) 事業の目的 社会福祉法人美谷会が開設する指定居宅介護支援事業所が介護保険法・厚生省令・厚生省老人保健福祉局企画課長等の法令・通達により行う指定居宅介護支援事業等の適正な運営を確保するために人員及び管理運営 に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援業務を提供することを目的とします。
 (3) 事業所の名称 介護相談センター 飛鳥美谷苑
 平成12年4月1日指定 2170500314号
 (4) 事業所の所在地 岐阜県各務原市那加西市場町7丁目285-1
 (5) 電話番号 058-380-3102
 (6) FAX 番号 058-380-3103
 (7) 管理者氏名 日比野 昌子
 (8) 運営方針
 1.居宅介護支援事業は、被保険者が要介護状態等になられた場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
 2.居宅介護支援事業は、被保険者の要介護認定等にかかる申請に対して利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行うこととする。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認してその支援も行う。
 3.居宅介護支援事業は被保険者の選択により、身体状況・その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス・施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合かつ効果的に介護サービス計画が提供されるよう配慮し努める。
 4.居宅介護支援事業は関係市町村から介護保険認定調査の委託を受けた場合は、公平・中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行う。
 5.居宅介護支援事業は、利用者の意思及び人権を配慮し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定

の事業者に不当に偏することのないよう公平・中立に行う。

6.居宅介護支援事業は、地域包括支援センターから紹介された支援困難ケースを受託し、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加する。

7.居宅介護支援事業は、内外問わず積極的に研修に参加し研鑽に努める。

(9) 開設年月 平成12年4月1日

(10) 飛鳥美谷苑が行っている他の業務

飛鳥美谷苑では、次の事業もあわせて実施しています。

- ・ 介護老人福祉施設

〔特別養護老人ホーム飛鳥美谷苑〔従来型〕 入所定員 70 名〕

〔特別養護老人ホーム飛鳥美谷苑〔ユニット型〕 入所定員 30 名〕

- ・ 短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

〔特別養護老人ホーム飛鳥美谷苑 定員 20 名/日〕

- ・ 通所介護

介護予防通所介護 〔デイサービスセンター飛鳥美谷苑 定員 25 名/日〕

- ・ 軽費老人ホーム

〔ケアハウス飛鳥美谷苑 定員 15 名〕

- ・ 介護支援・予防・地域支援事業

〔各務原市地域包括支援センター飛鳥美谷苑〕

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 各務原市内（市外の方も御相談に応じます）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月～金曜日。但し国民の祝日に関する法律に規定する休日及び祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間 サービス提供時間	午前8時30分～午後5時30分まで。 但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとります。

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種・氏名	常勤	兼務	資 格	合計	職務内容
管理者 兼 主任介護支援専門員 日比野 昌子		1	○主任介護支援 専門員 ○社会福祉士 ○介護福祉士	1名	業務の実施状況 等の管理・居宅 サービス計画の 作成等
主任介護支援専門員 藤野 祐子	1		○主任介護支援 専門員 ○社会福祉士 ○介護福祉士	2名	居宅サービス計 画の作成等
介護支援専門員 林田 真実	1		○介護支援専門員 ○社会福祉士		居宅サービス計 画の作成等

5. 利用料金と当事業所が提供するサービス

(1) 利用料金

①当事業所が提供するサービスについて、

●居宅サービス計画の作成

●初回加算

次の場合に算定を行います。

- ① 新規及び要支援状態区分から要介護状態区分に移行した場合の計画策定時
- ② 要介護状態区分 2 段階以上変更時の計画策定時

●入院時連携加算

入院の際、ご利用者様の情報（直近の状態）を入院先にお伝えし、情報共有を行います。

●退院・退所加算

退院・退所時にご利用者に対しての話し合いや情報交換を行うことにより在宅で円滑なサービスが受けられるように支援を行います。

●ターミナル期ケアマネジメント加算

ターミナル期に通常より頻回な訪問を行い状態変化やサービス変更の必要性を把握をした上で主治医やサービス事業所へ情報提供し支援を行います

●小規模多機能加算

居宅サービスから小規模多機能型居宅介護への移行時に情報提供を行います。

●特定事業所加算Ⅲ

主任介護支援専門員(介護支援専門員兼務) 1名と常勤の介護支援専門員 2名を配置し多職種との連携と質の向上に努めます。

※上記について、ご利用者の利用料負担は基本的にありません。全額、介護保険にて適用します。

②保険料の滞納等の方については法定の額を頂きます。その後、当事業所が発行するサービス提供証明書を保険者に提出すると全額が返還されます。

③交通費

通常の事業の実施地域である各務原市内は無料です。通常の事業の実施地域を越えて利用者から要請があった場合の交通費については、利用者の同意を得て、事業所から片道20^{キロ}未満は1500円、事業所から20^{キロ}以上は2000円の実費を徴収します。

④解約料

いつでも解約できます。また、解約料は不要です。解約される場合はお手数ですがご連絡ください。

⑤その他

当事業所に対して費用の支払いが必要な場合は、月毎の清算とし、翌月の10日までに請求書を発行します。その月中にお支払い下さい。お支払いの方法は事業所窓口にて直接お支払い頂くか、当事業所指定の銀行への振込みでお願いいたします。振込み手数料は利用者負担でお願いいたします。

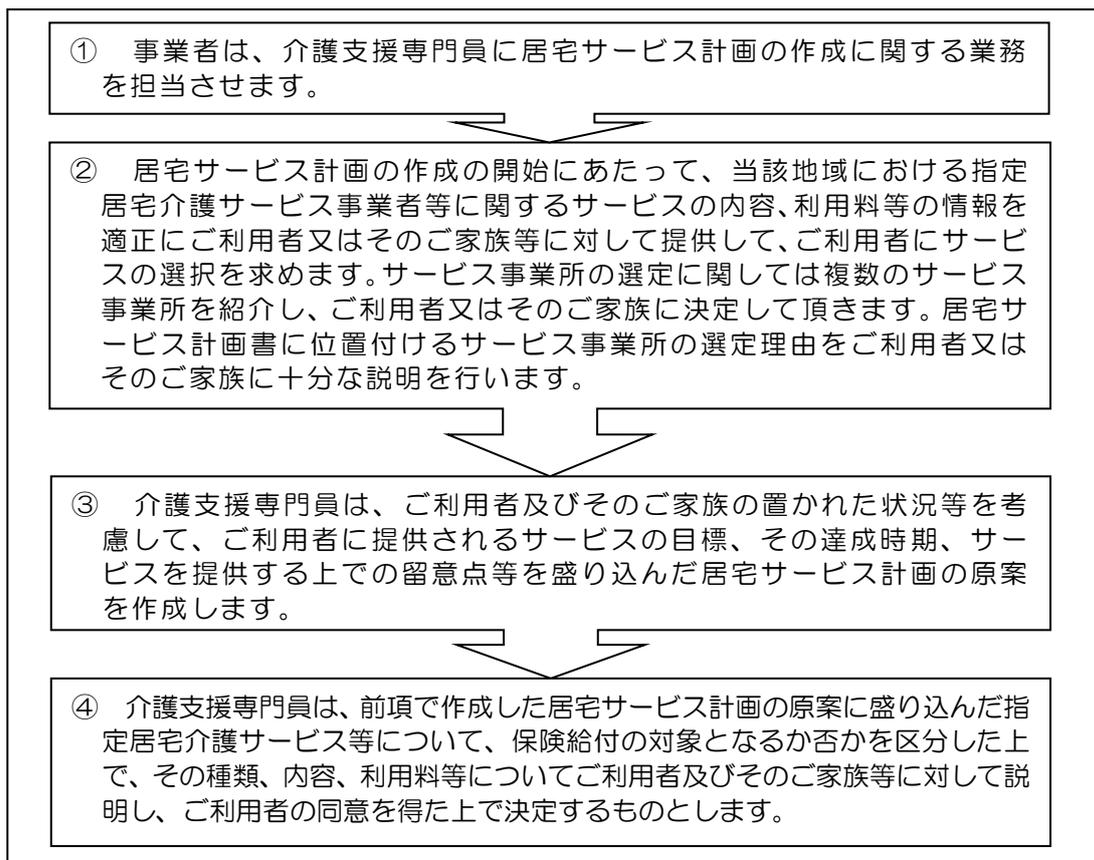
(2) サービスの内容

①居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、指定居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅介護サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

当事業所は全国社会福祉協議会・在宅版ケアプラン作成方式（居宅サービス計画ガイドライン）を採用しています。この方式は、ご利用者及びそのご家族の相談内容を重視し、ご利用者の身体的・精神的及び環境状況から生活全般の解決すべき課題を抽出することが可能になります。介護支援専門員がこれらを基に総合的に判断し、最も適切な課題を選択して援助目標・援助内容をご利用者及びその家族と作成していきます。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ご利用者及びそのご家族等、指定居宅介護サービス事業者等との連携を密に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

- ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が介護サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

- 事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご利用者からの交替の申し出

- ・ 選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. サービスの終了

(1)

①ご利用者の都合で終了する場合

- ・ ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 居宅サービスを必要とされなくなった場合
- ・ 他の居宅介護支援事業者に変更される場合
- ・ 要介護状態でなくなった場合（要支援1・要支援2の認定になった場合）
- ・ 介護保険の適用を受けられなくなった場合

上記のほか、ご利用者の都合によりサービスの提供が不要となった場合、契約の解除となります。解約に関する費用は一切かかりません。

②当事業所の都合により終了する場合

- ・ 人員不足等により、止むを得ない場合を除き、こちらから解約要求をすることはありません。但し、そのような事態が発生した場合は他の信頼できる居宅介護支援事業者を紹介するなどして万全を期します。

8. サービス利用のために

・ 守秘義務

飛鳥美谷苑個人情報保護方針を参照してください（9 ページより）

・ 介護支援専門員の研修

公的講習は勿論、関係団体の各種研修会等に参加し研鑽に努めています。

・ 事故発生・緊急時の対応

速やかに管理者や飛鳥美谷苑施設長と連携します。必要時には保険者・県や関係市町村などにも連絡し済みやかに解決いたします。

ご利用者様が病院又は診療所に入院する必要がある場合、担当職員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えて頂けるよう担当者の名刺を介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、お薬手帳等に保管頂くようお願いいたします。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）介護相談センター飛鳥美谷苑

管理者 日比野 昌子（電話 058-380-3102）

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとります。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

各務原市役所 健康福祉部介護保険課	所在地 各務原市那加桜町1丁目69番地 電話番号 058-383-2067 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良2丁目2番2号 岐阜県福祉農業会館内 電話番号 058-273-1112 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
岐阜県社会福祉協議会	所在地 岐阜市下奈良2丁目2番2号 岐阜県福祉農業会館内 電話番号 058-273-1112 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
社会福祉法人美谷会 サービス点検調整委員会	所在地 岐阜県関市武芸川町谷口2221番地1 電話番号 058-380-3102 受付時間 午前9時～午後5時（担当 若園）

10. サービス提供中における事故発生時の対応

(1) 緊急時における確認事項

ご契約者の主治医	所在地
病院名	TEL
担当医	診療科目
緊急連絡先①	緊急連絡先②
氏名	氏名
住所	住所
TEL	TEL

(2) 市町村、家族等への連絡方法

家族	<input type="checkbox"/> 頭及び経過・処置記録文書
市町村	<input type="checkbox"/> 頭及び経過・処置記録文書

(3) 本会の再発防止対策

対策委員会の開催	担当者会議・主任者会・職員会・施設連絡協議会・サービス点検調整委員会・理事会・評議員会
----------	---

11. 飛鳥美谷苑個人情報保護方針について

社会福祉法人美谷会（以下、本会）は、法人運営及び高齢者福祉事業を実施する上で、個人情報を保護することが最も重要である事を認識するとともに本会の社会的責任・責務であると考えております。

そこで、以下の個人情報保護方針を策定し、全職員に周知徹底するとともに確実に履行します。

1. 個人情報の収集、利用及び提供について

（１） 収集の原則

個人情報の収集は、目的を明確にし、事前にご本人様・ご家族様の同意を得てから行ないます。

（２） 利用・提供の原則

個人情報の利用・提供を行なう場合は、事前に明確に目的の範囲内でのみ利用・提供いたします。

2. 権利の尊重

本会は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、ご利用者様の個人情報について、ご本人様からの開示の要求があった場合は、合理的な期間・妥当な範囲内で対応します。

また、ご利用者様の個人情報に誤り・変更があった場合は、ご本人様であることが確認出来た場合に限り速やかに対応します。

3. 個人情報の適正管理について

本会は、収集した個人情報について、適切な安全対策を実施し、不正アクセス・改ざん・破壊・漏えい・紛失などを防止するために合理的な処置をいたします。

4. 法令及びその他の規範の遵守について

本会は、個人情報に関して運用される法令及びその他の規範を遵守します。

<別記>

（１） 利用・提供の明確な範囲

- ① 介護保険法に関する法令によるご利用者の居宅サービス計画及び施設サービス計画・通所サービス計画等、各種計画書の作成
- ② 介護等サービス担当者会議に必要な場合
- ③ 公的機関・医療・介護専門機関等への利用に係る場合
- ④ 本会情報誌・ホームページ等(以下、情報誌等)への出稿（記事・写真）に必要な場合
- ⑤ 本会運営業務である、請求書・領収書・行事のご案内・情報誌等の送付の場合

(2) 使用に当たっての条件

- ① (1)に記載した目的の範囲内で、必要最小限に留めます。
- ② 提供に際しては、関係者以外には決して洩れることの無いように細心の注意を払います。
- ③ 情報の提供については、其の経緯一切を記録します。
- ④ 情報誌等への出稿・写真提供等については、ご本人様・ご家族様の同意を取り付けたうえでのものとします。
- ⑤ その他、法令に根拠がある場合。

(3) 個人情報の内容

- ① 氏名、住所、家庭状況、健康状態、病歴、その他一切のご利用者やご家族様個人に関する情報（写真含む）
- ② その他の情報

以上

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 美谷会 介護相談センター飛鳥美谷苑

職 名 介護支援専門員 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。また、私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します

記

1 使用する目的

利用者のためのケアプランの作成（変更）及びケアプランに沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合。または、利用者の要介護認定区分が更新時「要支援 1・2」となった場合。

2 使用する事業者の範囲・期間

指定介護（予防）サービス事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者、介護（予防）支援事業者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに介護（予防）支援に協力が必要な地域の行政機関や民生委員などの関係機関（団体）の担当者（利用者の介護支援及び介護予防支援への引継ぎ等で協力が必要な関係者に限る）。使用する期間は別に締結する「居宅介護支援契約書」と同期間。

3 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 緊急を要すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること。
- (3) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

利用者	住所		
	氏名		印
署名代行者	（本人との続柄	）	住所
			氏名
			印
ご家族	（本人との続柄	）	住所
			氏名
			印